

◎新潟県告示第675号

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第9項の規定に基づき、新潟県資源管理方針（令和6年新潟県告示第752号）を次のように改正し、同条第10項において準用する同条第6項の規定に基づき公表する。

令和7年6月27日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県資源管理方針の一部を改正する告示

新潟県資源管理方針の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「下線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線部分があるものは、これを当該下線部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
第1～第8 （略） （別紙1－1）～（別紙1－6）（略） （別紙1－7） 第1 特定水産資源 <u>まさば及びごまさば対馬暖流系群</u> （略） （別紙1－8）～（別紙1－11）（略） <u>（別紙1－12）</u> 第1 特定水産資源 <u>ぶり</u> 第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の <u>管理の手法等</u> <u>新潟県ぶり漁業</u> 1 当該知事管理区分を構成する事項 (1) 水域 <u>（2）の対象とする漁業が、ぶりをとる水域</u> (2) 対象とする漁業 <u>新潟県内に住所又は主たる事務所その他の事</u> <u>業所の所在地がある者がぶりをとる漁業（大臣</u> <u>管理区分に係るものを除く。）</u> (3) 漁獲可能期間 周年 2 漁獲量の管理の手法等 <u>当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲</u> <u>量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限</u> <u>は、次のとおりとする。</u> <u>陸揚げした日からその属する月の翌月の10日ま</u> <u>で</u> 第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準 <u>全量を当該知事管理区分に配分する。</u> 第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管 <u>理に関する事項</u> 該当なし 第5 その他資源管理に関する重要事項 <u>資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第</u> <u>1982号）の本則の第1の2（5）に定めるステッ</u>	第1～第8 （略） （別紙1－1）～（別紙1－6）（略） （別紙1－7） 第1 特定水産資源 <u>まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群</u> （略） （別紙1－8）～（別紙1－11）（略） （新規）

<u>ブアップ管理を行う。</u> (別紙 2 - 3) ~ (別紙 2 - 9) (略) <u>(別紙 3 - 1) (削除)</u> (別紙 3 - 2) ~ (別紙 3 - 10) (略)	(別紙 2 - 3) ~ (別紙 2 - 9) (略) <u>(別紙 3 - 1)</u> <u>第 1 水産資源</u> <u>ぶり</u> <u>第 2 資源管理の方向性</u> <u>国が行う資源評価の親魚量を、2033年までに、</u> <u>提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、</u> <u>資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた</u> <u>場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向</u> <u>性とする。</u> <u>第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管</u> <u>理に関する事項</u> <u>新潟県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる</u> <u>とともに、当該水産資源の採捕をする者による法</u> <u>第124条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協</u> <u>定を公表するとともに、当該協定に参加している</u> <u>者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証</u> <u>及び取組内容の改良を促進する。</u> <u>また、当該協定に基づき、報告される情報を活用</u> <u>して、資源評価の精度が向上するように努める</u> <u>こととする。</u> <u>第 4 その他資源管理に関する重要事項</u> <u>該当なし。</u> (別紙 3 - 2) ~ (別紙 3 - 10) (略)
---	--